



# 令和6年度尾道市 認可保育所・認定こども園の入所について ～申込書の記入の前に必ずお読みください～



令和5年度との変更点がありますので、必ずこの用紙をご覧になってから申込手続を行ってください。

※詳細は「令和6年度尾道市認可保育施設等入園案内」を必ずお読みください。また、その他疑問点については、尾道市ホームページに掲載している「よくある質問」もご確認ください。

## 《令和6年度入所申込について》

- 1次、2次受付期間は4月1日入所児童と保護者が育児休業から令和6年度中に職場復帰する児童のみ受け付けます。
- 繼続して入所を希望する児童は、1次受付期間に必ず必要書類一式を提出してください。  
※在園児は、令和6年度申し込みから様式が変更となっています。オレンジ色の用紙を確認のうえ提出してください。
- 2次受付期間を過ぎてからの提出は、5月以降の随時入所扱いとなります。
- 尾道市外から転入予定の場合でも申し込みできます。
- 申込書類一式の押印は不要です。必ず日付、署名の記入漏れが無いようにしてください。
- 育児休業取得中は育児休業復帰月の前月まで保育短時間認定となります。

対象者の方への通知については、最長年度末まで保育短時間認定でお知らせしますが、保育標準時間を希望し、かつ要件を満たす方については育児休業復帰月に保育標準時間に変更となる通知を送付します。なお、育児休業復帰後2週間以内に復帰日の記入された就労証明書を提出してください。

## 【1次受付】

|         |  |
|---------|--|
| 受付期間    | 令和5年11月10日（金）～12月11日（月）  |
| 受付場所・時間 | 第1希望保育所（園） 平日9時～16時、土曜9時～12時   |
| 注意事項    | <p>① 認定こども園尾道清心幼稚園、認定こども園スマレ幼稚園、認定こども園新高山めぐみ幼稚園（仮称）の受付は月～金のみです。</p> <p>② 1次受付期間に求職中として提出後に就労が決定し、追加で書類を提出する方で、1次受付期間に間に合わなかった場合は、12月28日（木）までに子育て支援課または各支所に提出いただいた場合に限り、1次受付期間に提出した方と同等の取り扱いとします。</p> |

## 【2次受付】

|         |  |
|---------|--|
| 受付期間    | 令和6年1月4日（木）～1月12日（金） ※土日祝日を除く  |
| 受付場所・時間 | 子育て支援課・各支所（浦崎・百島は除く）窓口 8時30分～17時15分  |
| 注意事項    | <p>① 2次受付は1次受付の方を優先的に決定したうえで、残った定員枠に対する申し込みとなります。</p> <p>② 12月12日（火）から1月3日（水）までの間、申込書類一式の提出は受け付けません。</p> <p>③ 1次受付期間後、12月28日（木）までに追加で書類を提出できなかつた方、2次受付期間に求職中として提出後に就労が決定し、追加で書類を提出する方は、2次受付期間中に子育て支援課または各支所に提出いただいた場合に限り、2次受付期間に提出した方と同等の取り扱いとします。</p> |

裏面も必ずお読みください



## 【随時受付】

|         |  |
|---------|--|
| 受付期間    | ※「令和6年度尾道市認可保育施設等入園案内」8ページをご覧ください。   |
| 受付場所・時間 | 子育て支援課・各支所（浦崎・百島は除く）窓口 8時30分～17時15分  |
| 結果通知時期  | 入所希望月の前月20日ごろ  |
| 注意事項    | <p>① 必ず各月の申込期限までに申込書類一式を提出してください。書類に不足がある場合、受付できません。</p> <p>② 令和7年3月入所は育児休業からの復職者のみ申し込み可能です。</p> |

### 《育児休業から復帰の保護者について》

年度途中に育児休業から復帰される保護者は、表面の1次受付期間に申し込むことができます。

入所は復帰日の最長1ヶ月前からできます。期間内に申込があった児童については優先的に配慮をしますが、定員等の都合により入所できない場合があります。予約ではありませんので、ご了承ください。

※入所を希望する児童の出生前の申し込みはできません。出生後、すみやかに申し込んでください。

### 《就労要件での入所について》

就労証明書に担当者以外の加筆および申請者本人が記入した恐れのあるものは無効です。証明内容に虚偽があった場合、入所決定を取り消し、入所している児童は退所となります。

就労証明書の内容について、証明した担当者の方に確認することができますので、ご了承ください。また、就労状況について、年度の途中で随時確認する場合があります。

なお、就労によって得た所得は、必ず税務署等に申告を行ってください。申告のない場合は、就労とみなしません。

### 《希望する保育施設について》

入所申込書には第8希望まで記入する欄を設けていますが、必ず第8希望まで埋める必要があります。施設一覧で対象年齢等を確認の上、送迎可能な範囲等をご検討いただき、希望する保育施設のみ記入してください。

入所調整は記入されている保育施設のみで行います。第2希望以下に記入されている保育施設に入所決定をした場合でも、その施設に決定してよいか事前に確認は行いません。

※申込前に保育施設の見学が可能です。事前に見学することで、施設の雰囲気を感じられるだけでなく、方針等を聞くこともできるのでおすすめです。見学を希望される場合は、各施設に直接お問い合わせください。

### 《慣らし保育について》

児童が保育施設での新しい生活に慣れるため、保育時間を少しずつ長くするなど、慣らし保育を実施しています。実施期間や時間については、各施設へ直接ご相談ください。

### 《求職中での入所申込について》

求職中の入所申込については、必要に応じて面接による聞き取りをおこないます。

対象者には別途お知らせします。

### 《未納保育料・副食費の納付について》

未納保育料・副食費がある場合は、申し込みまでに必ず納付をお願いします。

未納がある場合は新年度の入所審査において減点になり、入所できない場合があります。

未納が重なると、児童手当等を保育料等に充てたり、差押えなどの滞納処分を行います。

全額納付が難しい場合は、必ず子育て支援課へご相談ください。



【問い合わせ先】尾道市福祉保健部

子育て支援課児童保育係

電話：(0848) 38-9114



表面からご覧ください

